

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の申請主体の名称

兵 庫 県 （ 西 播 磨 県 民 局 ）

2 地域再生計画の名称

西 播 磨 「 水 と 緑 の 郷 」 計 画

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成16年度～24年度

4 地域再生計画の意義及び目標

(1) 現状

兵庫県西播磨地域は、北部地域では豊かな水を育む県下を代表する林業地帯を擁し、清流「揖保川」「千種川」を経て恵みの宝庫「瀬戸内海」につながっており、地域の特色を活かした多様な農林水産業が展開されている。

赤穂の塩と播州平野の小麦・豊富な水で加工された醤油とそうめんという食文化、最近は大豆を使った大豆みそ等の加工品の生産が行われている。

稲・麦・大豆等の土地利用型大規模経営、だいこんやにんじん等の路地野菜、花壇苗や軟弱野菜等の施設園芸のほか、黒大豆やもち大豆等の特産物の生産が行われている。

交通の要衝にあたり、歴史輝く平福、坂越、室津などの「宿駅・海駅」、三日月町の味わいの里、波賀町のフォレストステーション等の体験交流施設が整備され、賑わいを見せている。

森林が保全され、上月町の田和地区等の棚田、波賀町飯見や御津町室津等の農山漁村の景観をはじめ、西播磨の美しい田園景観が築き上げられている。

(2) 課題

伝統的な食文化の良さを活かした健康的で安心できる食を確立する必要がある、また、健康的な食生活の実践のため、食育の推進が必要である。

地域内で食を通じて、生産者と消費者が共に支え合う社会を築くことが必要である。

西播磨の特性を活かして、「農」を通じたゆとりと安らぎの実感できるライフスタイルを確立するとともに、女性や高齢者の能力を活かして、「農」の地域ビジネス化（アグリビジネス化）等による、いきいきとし活力ある地域づくりが必要である。

地域の風景を大切にし「誇りの持てる財産」として再生、創造することが必要である。

(3) 意義及び目標

本計画では、広大で多様な自然に恵まれた地域で、西播磨の人々が育んできた故郷（ふるさと）の風土に「農」を通じて新たな活力を吹き込み、また、生産者と消費者、農山漁村と都市を結びこ
とで、西播磨の自然（水と緑）と農林水産業を守り、生命の源「食」を中心とした私たちの生活を安全・安心なものにするとともに、ゆとりある自然の中で、しっかり働き、ゆっくり楽しみ、交流・共生する地域づくりを進める。

また、地域住民をはじめとする関係者の十分な理解と積極的な活動機運を醸成するために、セミナーの開催、ホームページの開設等による幅広い情報発信を行うとともに、西播磨の豊かな田園をはじめとして、山・川・海など優れた自然を活かしつつ、営農活動とも連携しながら、人や地域社会・自然とのふれあい・交流活動を重視する参加型のグリーン・ツーリズムの振興を通じて、「楽農生活」「地域景観づくり」を推進し、西播磨30万人がともに支え合う、私たちの「新しいふるさと」を創る運動を展開することにより西播磨地域の活性化を図る。

西播磨の安心食材を育てる

社会経済情勢の変化等に伴い、需要の著しく減少している補助対象施設の有効活用を図りながら、地域で安全安心な農林水産物を生産し購入するなど、単なる農産物の生産販売から生産者の顔と暮らしが見え、共に支え合える「地産地消」を進めるとともに、他地域への供給を目指す。

子供への食育を強化する

未来を担う子供たちやその親を対象に、健康的な食生活や正しい食習慣を身に付け、伝統的な食文化や農林水産業への理解が深まるよう食育を推進する。

高齢者から若者へ技（生産・加工）を伝承し発展させる

高齢者のもつ経験とそれに裏打ちされた伝統野菜や郷土料理、おふくろの味の技術を若者に伝え、女性グループ等による生活産業として展開し、地域産業を活性化させる。

地域の良さを再発見し育てる

西播磨の美しい農山漁村の景観を再発見・再認識し、保全・創造していくとともに、この美しいふるさとで、誰もが収穫の喜びや自然とのふれあいのできる楽農生活を推進する。

地域のネットワークを強化する

消費者グループと生産者・生産組合、流通・加工業者、そして都市と農村、農家・林家・漁家の相互交流により、人と人、地域と地域のお互いに顔と暮らしの見える新しいネットワークの構築を目指す。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

- ・ 西播磨地域の農林水産業の活性化が図られる。
（例）農林水産物加工グループの育成（H.15年度：27グループ → H.19年度：50グループ）
- ・ 西播磨地域の豊かな森林、田園風景、海の保全・創造ができる。
（例）住民、学識経験者、行政の協働による地域景観づくり指針の作成と実行
- ・ 西播磨に住む人々のやすらぎや安全安心等生活の安定が図られる。
（例）市民農園の整備（H.15年度：7.5ha → H.19年度：17.0ha）

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

- ・ 13004 補助対象施設の有効活用
- ・ 212014 観光関係の施策連携（共通プラットフォーム）
- ・ 212016 「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実
- ・ 230004 都市と農山漁村の共生・対流に関する施策の連携強化
- ・ 230007 案内標識に関するガイドラインの策定

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

- ・ 西播磨「水と緑の郷」特区
西播磨地域において、グリーン・ツーリズムによる都市住民との交流を含めて、観光やエコツーリズムを融合した新たなツーリズム産業の創出に取り組む。
また、市民農園整備事業、国立・国定公園における自然を活用した催し、有害鳥獣捕獲などに取り組み、体験交流型ツーリズムを進めるなど関連事業を一体的に推進するとともに、市民農園を軸としたツーリズム振興、海・山のレジャースポーツでの観光振興策等による観光客の入込客数の増加を図る。
 - ・ 1002 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業
 - ・ 1301 / 1302 国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業
 - ・ 1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業
- ・ 西播磨「水と緑の郷づくり」構想
モデル地域の指定、地域景観づくり、地産地消の推進、楽農生活の推進、食育の推進、普及啓発

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

地 域 再 生 計 画 （ 別 紙 ）

1 支援措置の番号及び名称
(番号) 13004 (名称) 補助対象施設の有効活用
2 当該支援措置を受けようとする者
西播磨地域の2農業協同組合 (広域合併により市町域を超える管轄区域を有することとなった農業協同組合)
3 当該支援措置を受けて実施し又は実施を促進しようとする取組の内容
補助事業で整備した農業用共同利用施設の利用目的の変更 (1) 背景 過去において国庫補助事業で整備した米麦対象の育苗施設や乾燥調製施設(通称：ライスセンター)は、米の生産調整の増大による生産量の減などが原因となって、利用率が予定を下回るケースも散見されていた。これに加えて、近年、急激に農協の大合併が進んだため(例えば兵庫西農協では、9農協が1農協に広域合併し、業務区域は21市町に拡大するなど)地理的には近いものの、これまでは別の農協の施設であったものが『1農協の中に同じ施設が近接して存在する』状態になってしまったという事態が多々生じている。(参考資料：JA兵庫西ライスセンター位置図) 農協合併など、この状況を生じさせた原因は、社会的要因がかなりの部分を占めており、一義的に事業主体のみの責に帰することはできないと考えられる。また、農協合併によって、地域での経営戦略は大きく変わっており、生産施設よりも販売交流施設などの必要性が高まっている。 また、合併農協の健全化(コストダウン)、農業生産者の経費減(利用料金のダウン)消費者への利益供与(生産物の品質向上)などの点から、重複している施設は統廃合していく必要があるが、これら補助事業で導入された施設は、補助目的が明確に限定されており、他用途に使用する場合は補助金を返還する義務が生じるため、農協によれば、補助金返還の手続きの複雑さなどから、整理統合に消極的となる場合もあり、施設の(他用途も含めた)有効利用策がなかなか立案されないこととなっている。 このため、既存施設の他用途利用(例えば、開発された特産品の生産施設や直売所など)を認め、かつ、補助金の返還を求めないことが、無駄な投資を抑制するとともに、農協の自由な発想を刺激して、より有効な利用方法を考え出すための支えとなり、地域の活性化及び雇用の創出にもつながる。 (2) 取組みの内容 合併農協において、補助事業で導入された同一の機能を有する複数の施設について抜本的な見直しを行う。 ア 施設導入時の受益範囲に縛られることなく、新たな受益範囲を設定する。 イ 施設の最適利用規模を、導入時の計画に縛られることなく設定する。 計画の見直しにより、施設の新たな利用計画を策定する。 ア 売れる米づくりや米に代る作目の産地づくりの観点から、うるち米・酒米・もち米・小麦の4作目の間で施設利用を特化させ、品質の高位平準化と施設維持管

理の効率化を通じたコストダウンを図る。

イ コントラクター(農作業請負)組織、協同会社等地域の農業の担い手として認められる組織へ施設の運営管理を委託する、或いは、施設を無償譲渡する。

ウ 余剰となった施設について、農業用の他用途へ転換利用する。

(例)農産物直売所、加工施設、農業用倉庫、農産物一時集荷場、集落等用の農業用資材一時保管所、都市農村交流施設、農林業体験学習施設 など

具体的事例(先行取り組み案件)

西播磨地域内のＪＡ兵庫西は、麦作地帯を有する複数の農協が合併したが、合併前の旧農協単位で設置した近隣のライスセンターで、比較的少量の麦が乾燥調製される事態となっている。

このため、神岡ライスセンター(龍野市)へ麦の乾燥調製機能を一元化し、周辺地域で生産される小麦の品質の高位平準化とコストダウンを図る。

合わせて、神岡ライスセンターで乾燥調製される米については、近隣の揖西ライスセンター(龍野市)、新宮ライスセンター(新宮町)へ振り分けることにより、品質の高位平準化とコストダウンを図る。

以上の取り組みを通じ、地域内での水稻、小麦の生産やこれらを活用した特産品の生産振興が図られ、地産地消の推進による地域の活性化へと結びつくことが期待できる。

(支援措置 1 3 0 0 4 に係る添付書類)

【計画申請主体：兵庫県（西播磨県民局）】

【計画の名称：西播磨「水と緑の郷」計画】

1 補助事業者の意見

(申請者（兵庫県）が補助事業者(都道府県)であるため、添付を省略 - H16.5.11 農水省に確認済み)

(施設の概要)

施設名称	神岡ライスセンター	揖西ライスセンター	新宮ライスセンター
事業名	昭和 6 0 年度新農業構造改善事業	平成 2 年度新農業構造改善事業	昭和 6 1 年度新地域農業生産総合対策事業
事業目的	穀類(水稻、小麦)の乾燥調製	同 左	同 左
所在地	兵庫県 龍野市（神岡地区）	兵庫県 龍野市（揖西地区）	兵庫県 新宮町（新宮地区）
事業主体	神岡農業協同組合 (現：兵庫西農業協同組合)	揖西農業協同組合 (現：兵庫西農業協同組合)	播磨新宮農業協同組合 (現：兵庫西農業協同組合)
建築面積	1, 0 9 8 . 2 2 m ²	1, 3 9 6 . 3 8 m ²	1, 2 5 1 . 9 8 m ²
建物構造	鉄骨スレート葺き	同 左	同 左
建設費 (m ² 単価：千円 / m ²)	2 9 1, 2 3 3 千円 〔 2 6 5 千円 / m ² 〕	3 8 8, 8 5 2 千円 〔 2 8 0 千円 / m ² 〕	2 9 2, 1 7 0 千円 〔 2 3 3 千円 / m ² 〕
財源内訳	国庫 1 4 5, 6 1 6 千円 (5 0 / 1 0 0) 県費 0 千円 (0 / 1 0 0) 市町費 2 9, 1 2 3 千円 (1 0 / 1 0 0) 自己資金 1 1 6, 4 9 4 千円	国庫 1 6 0, 4 3 6 千円 (4 1 . 2 / 1 0 0) 県費 0 千円 (0 / 1 0 0) 市町費 3 8, 8 8 5 千円 (1 0 / 1 0 0) 自己資金 1 9 1, 0 3 0 千円	国庫 1 3 5, 6 0 5 千円 (4 7 . 1 5 / 1 0 0) 県費 0 千円 (0 / 1 0 0) 市町費 4 0, 6 8 1 千円 (1 4 . 1 4 / 1 0 0) 自己資金 1 1 5, 8 8 4 千円
工期	昭和 6 0 年 8 月 ~ 昭和 6 1 年 5 月	平成元年 1 2 月 ~ 平成 2 年 8 月	昭和 6 1 年 1 0 月 ~ 昭和 6 2 年 2 月

建設費には、用地整備費、プラント工事費等を含む。

2 当該施設における補助目的を取り巻く社会経済情勢の変化

揖龍地域は揖保川・林田川流域に開けた平坦地で排水条件の良いほ場も多く、昔から「揖保保そうめん」の原料として小麦の栽培が盛んであり、昭和 6 3 年には 7 0 0 h a の栽培面積に達していたが、平成 1 5 年現在 1 8 6 h a まで激減している。この原因として次の要因が考えられる。

(1) 実需者が求める品質の変化

現在 成分的側面（水分が少ない→ 1 2 . 5 % 以下、低灰分→ 1 0 ~ 1 1 % のタンパク含量、高容積重、健全形質） 加工適性（製麺適性） 製粉適性 といった品質が求められるようになった。

(2) 輸入小麦等の増加による価格面の変化

小麦粉調製品などの関税引き下げと輸入の増加、さらには国内消費市場での低価格競争の白熱化により、小麦の内外価格差を縮小することによって、製粉業界の競争力を維持強化することが従来にも増して強く求められるようになった。

揖龍地域・・・揖保郡 3 町 (新宮町、太子町、揖保川町) と龍野市の 4 市町

3 当該施設における最近の状況

最近３年間の利用状況（処理量）

施設名	神岡ライスセンター	揖西ライスセンター	新宮ライスセンター
計画処理量	水稻 637t、小麦 308t	水稻 1,055t、小麦 500t	水稻 1,028t、小麦 198.5t
平成 13 年度	水稻 492t、小麦 287t (77.2%) (93.2%)	水稻 430t、小麦 125t (40.8%) (25.0%)	水稻 537t、小麦 78t (52.2%) (39.3%)
平成 14 年度	水稻 394t、小麦 306t (61.9%) (99.4%)	水稻 449t、小麦 147t (42.6%) (29.4%)	水稻 448t、小麦 92t (43.6%) (46.3%)
平成 15 年度	水稻 272t、小麦 67t (42.7%) (21.8%)	水稻 433t、小麦 133t (41.0%) (26.6%)	水稻 384t、小麦 90t (37.4%) (45.3%)

最近３年間の収支状況

施設名	神岡ライスセンター	揖西ライスセンター	新宮ライスセンター
平成 13 年度	黒字 約 5,000 千円	赤字 約 3,000 千円	黒字 約 3,000 千円
平成 14 年度	黒字 約 4,000 千円	赤字 約 2,500 千円	黒字 約 1,000 千円
平成 15 年度	黒字 約 1,000 千円	赤字 約 5,500 千円	黒字 約 2,000 千円

地元の意見等

事業主体であるＪＡからは、施設利用の集約化を図りたい旨回答を得ている。

なお、ＪＡから地元や関係市町に計画概要を提示し、了解を得ている。

龍野市にも意見を聴いたところ、地域内小麦の振興に資する内容であり、生産者に新たな負担が生じないのであれば異論無い旨、並びに、今回の地域再生計画が営農組合など新たな担い手育成の助けとなるよう、特段の支援をお願いしたいとの回答を得ている。

4 補助対象施設の現状

別添「^{いりゅう}揖龍地域 小麦栽培振興についての課題と推進方針」並びに３の利用状況等を踏まえれば、「当初の補助目的に照らして、効果がほとんど期待できないと認められる状態である」と思われる。

5 利用計画の変更の必要性

２の当該施設における補助目的を取り巻く社会経済情勢の変化や３の利用状況、４の現状を踏まえ、小麦の産地の維持、発展のため品質の高位平準化、コスト削減、有利販売に向け、施設を集約化し、小麦の利用を神岡ライスセンターに特化させるための利用計画の変更が必要である。

6 転用の時期

認定の日

7 転用の相手方（譲渡・貸与の別、有償・無償の場合は必要）

該当なし（所有者は兵庫西農業協同組合のままで、施設の利用計画を変更する。）

8 転用の形態（譲渡・貸与の別、有償・無償の別）

該当なし（所有者は兵庫西農業協同組合のままで、施設の利用計画を変更する。）

9 転用後の施設の目的、利用計画等

別添「神岡ライスセンターの利用計画変更に伴う関連施設の受益対比表」のとおり

10 転用により期待される効果

小麦の乾燥調製機能を神岡ライスセンターに集約化することで、ロットの大型化による品質の均一化、農産物検査・保管コストの削減、バラ流通による流通合理化、有利販売を図ることができるとともに、関連施設での米利用を含め、コンタミネーション（意図しない異物・異品種の混入）の防止を図ることができる。

地 域 再 生 計 画 （ 別 紙 ）

1 支援措置の番号及び名称
(番号) 2 1 2 0 1 4 (名称) 観光関係の施策連携 (共通プラットフォーム)
2 当該支援措置を受けようとする者
県 (西播磨県民局) 市町
3 当該支援措置を受けて実施し又は実施を促進しようとする取組の内容
西播磨「水と緑の郷づくり」構想の行動指針の一つとして、西播磨の美しい自然環境、歴史的な資源、体験・交流等施設などのツーリズム資源を訪れる人々が立ち寄れる場所として、その土地固有の食べ物等を提供する飲食店などを「旅の茶舎 (たびのちゃや) 」として普及させ、西播磨を訪れる人々と交流し、西播磨の良さを伝える活動を展開することとしている。 このようななか、観光関連施策については、「観光立国行動計画」に基づいて、関係省庁が緊密に連携しながら進めていくこととされており、また、地域づくり地域再生を省庁横断的に推進していくために「共通プラットフォーム」が設置されている。(近畿は平成 16 年 4 月に設置) このため、観光関係施策 (グリーン・ツーリズム) を推進するにあたり、県と各市町の施策を効果的に連携させていくことはもとより、このプラットフォームを活用し、次の取り組み等を進める。 【取組事例】 ・ ツーリストの憩いの食事処「旅の茶舎 (ちゃや) 」の普及 ・ 体験交流型ツーリズムモデルコースの設定 ・ モニターツアーの開催

地 域 再 生 計 画 （ 別 紙 ）

1 支援措置の番号及び名称
(番号) 2 1 2 0 1 6 (名称) 「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実
2 当該支援措置を受けようとする者
県（西播磨県民局）、市町、観光協会、西播磨ツーリズム振興協議会
3 当該支援措置を受けて実施し又は実施を促進しようとする取組の内容
西播磨「水と緑の郷づくり」構想の一つの柱である「楽農生活の推進」方策として、西播磨の多様で豊かな田園や営農活動を活用したグリーン・ツーリズムを推進することとしている。 同ツーリズムの振興のためには、当地域の豊かな田園をはじめとして、山・川・海など優れた自然を活かしつつ、個性ある観光地づくりを進める必要があり、こうした取組みを進めていくために、平成１６年度において、国の支援措置を活用して、強力なリーダーシップを発揮し、実践を通じて習得されたノウハウを持った観光地づくりの核となる人材の育成を図る。 また、西播磨地域の魅力あるツーリズム情報を広域的かつ効果的に発信していくために、国のネットサイト等を活用して、情報収集・提供の機能を強化する。

地 域 再 生 計 画 （ 別 紙 ）

1 支援措置の番号及び名称
(番号) 2 3 0 0 0 4 (名称) 都市と農山村の共生・対流に関する施策の連携強化
2 当該支援措置を受けようとする者
兵庫県（西播磨県民局）
3 当該支援措置を受けて実施し又は実施を促進しようとする取組の内容
西播磨「水と緑の郷づくり」構想の柱であるモデル地域の指定、地域景観づくり、地産地消の推進、楽農生活の推進、食育の推進について、地域住民をはじめとする関係者の十分な理解と積極的な活動機運を醸成するために次の取り組みを進める。 (1) 西播磨「水と緑の郷づくり」会議（仮称）の設立 西播磨「水と緑の郷づくり」のための推進母体として、地域内の消費者、生産者、販売所、関連企業、学識経験者等からなる西播磨「水と緑の郷づくり」会議（仮称）を設立し、「水と緑の郷づくり」を地域住民の参画と協働により推進する。 (2) 西播磨「地産地消の日」（仮称）の設定 構想を地域住民や関係者が一体となって推進するため、西播磨の食材の一斉売り出し日として、西播磨「地産地消の日」（仮称）を設定する。 (3) 構想の実現に向けた広報・普及活動 西播磨「水と緑の郷づくり」構想の実現に向け、セミナーの開催、ホームページの開設等により、幅広い広報・普及活動を行う。

地 域 再 生 計 画 （ 別 紙 ）

1 支援措置の番号及び名称
(番号) 2 3 0 0 0 7 (名称) 案内標識に関するガイドラインの策定
2 当該支援措置を受けようとする者
県（西播磨県民局）、市町、観光協会、西播磨ツーリズム振興協議会
3 当該支援措置を受けて実施し又は実施を促進しようとする取組の内容
現在、西播磨地域の観光地等を示す標識は、各市町、各団体、各事業者で、大きさ・形状・文字の大きさ・色等の表記方法が異なったものが設置されている。 西播磨「水と緑の郷づくり」構想の一つの柱である「地域景観づくり」を推進するため、国の「観光活性化標識ガイドライン」をベースに、西播磨地域の広大で多様な自然に恵まれた特性を活かした標識マニュアルを作成し、地域景観と調和する美しく統一された案内標識の設置に、関係主体と連携して取り組む。 【取組事例】 ・ 西播磨における観光標識板マニュアルの作成